

改 正 後	改 正 前
<p>に留意する。</p> <p><u>(注) 措置法規則第5条の20の2第2項の規定により附属装置の一部について措置法第12条の4第1項の規定を適用した場合であっても、令第138条《少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入》又は令第139条《一括償却資産の必要経費算入》の規定の適用に当たり、その取得価額が10万円未満又は20万円未満であるかどうかは、通常1単位として取引される器具及び備品のその単位ごとに判定することになる。</u></p>	
<p>第14条《優良賃貸住宅等の割増償却》関係</p>	<p>第14条《優良賃貸住宅等の割増償却》関係</p>
<p>[対象資産の範囲]</p>	<p>[対象資産の範囲]</p>
<p>(公募要件に該当する旨を明らかにする書類の書式)</p>	<p>(公募要件に該当する旨を明らかにする書類の書式)</p>
<p>14—10 措置法規則第6条第13項……………</p>	<p>14—10 措置法規則第6条第11項……………</p>
<p>(自転車駐車場の意義)</p>	<p>(自転車駐車場の意義)</p>
<p>14—16 ……………措置法令第7条第10項各号……………</p>	<p>14—16 ……………措置法令第7条第9項各号……………</p>
<p>(注) ……………</p>	<p>(注) ……………</p>
<p>(昇降機の設置されている建築物の範囲)</p>	<p>(昇降機の設置されている建築物の範囲)</p>
<p>14—19 措置法令第7条第11項……………</p>	<p>14—19 措置法令第7条第10項……………</p>
<p>(注) ……………同令第7条第11項……………</p>	<p>(注) ……………同令第7条第10項……………</p>
<p>(遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定)</p>	<p>(遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定)</p>
<p>14—22 措置法令第7条第12項第1号……………</p>	<p>14—22 措置法令第7条第11項第1号……………</p>

(空隙の意義)

14—23 措置法規則第6条第9項……………

(路面の中心からの高さ)

14—24 措置法規則第6条第9項……………措置法令第7条第12項……………

(開放された空地の意義)

14—25 措置法令第7条第12項第4号……………

[床面積基準]

(床面積等の意義)

14—26 措置法令第7条第1項、第2項、第4項、第9項及び第11項……………
…同条第12項……………

第20条の2 《プログラム等準備金》関係

(証明データベースの利用の許諾に係る収入金額)

20の2—2 措置法令第12条の2第12項第1号……………

(割戻しがある場合の収入金額)

20の2—3 ……………措置法令第12条の2第3項、第6項、第10項及び第12
項……………

(空隙の意義)

14—23 措置法規則第6条第7項……………

(路面の中心からの高さ)

14—24 措置法規則第6条第7項……………措置法令第7条第11項……………

(開放された空地の意義)

14—25 措置法令第7条第11項第4号……………

[床面積基準]

(床面積等の意義)

14—26 措置法令第7条第1項、第2項、第4項、第8項及び第10項……………
…同条第11項……………

第20条の2 《プログラム等準備金》関係

(証明データベースの利用の許諾に係る収入金額)

20の2—2 措置法令第12条の2第10項第1号……………

(割戻しがある場合の収入金額)

20の2—3 ……………措置法令第12条の2第3項、第5項、第8項及び第10
項……………

改 正 後	改 正 前
<p>第28条の2《特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例》関係</p> <p>(中小企業倒産防止共済事業の前払掛金)</p> <p>28の2—3 ……………<u>中小企業総合事業団</u>……………</p> <p>第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(廃 止)</p> <p>(株式等を取得するために要した負債の利子)</p> <p><u>37の10—1</u> ……………</p>	<p>第28条の2《特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例》関係</p> <p>(中小企業倒産防止共済事業の前払掛金)</p> <p>28の2—3 ……………<u>中小企業事業団</u>……………</p> <p>第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</p> <p>(1単位当たりの取得価額等の計算)</p> <p><u>37の10—1</u> <u>有価証券の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場合において、令第105条《有価証券の評価の方法》若しくは第118条《譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等》に規定する「1単位当たりの取得価額」若しくは「1単位当たりの金額」、令第110条《株式の分割又は併合の場合の株式等の取得価額》から第116条《解散により残余財産の分配を受けた場合の株式の取得価額》までに規定する「1株当たりの取得価額」又は令第117条《旧株1株の従前の取得価額》に規定する「旧株1株の従前の取得価額」の計算をするときは、措置法第37条の11第1項《上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税》の規定の適用を受けた所得の基因となった株式等の数及び取得価額又は取得費を含めることに留意する。</u></p> <p>(株式等を取得するために要した負債の利子)</p> <p><u>37の10—2</u> ……………</p>

(配当所得の収入金額等がある場合の負債の利子)

37の10—2 …………… (以下この項において「株式等に係る譲渡所得等」という。) ……………

株式等を取 得するため に要した負× 債の利子の 総額	その利子の額を差し引く前の株式 等に係る譲渡所得等の金額
—————	
配当所 得の収+ 入金額	その利子の額を差し 引く前の株式等+ その利子の額を差し引く 前の総合課税の株式等に 係る事業所得等の金額

(注) 算式中の「総合課税の株式等に係る事業所得等」とは、……………

(負債を借り換えた場合等の負債の利子)

37の10—3 ……………

(所有期間が3年を超えるかどうかの判定)

37の10—4 ……………

(公開株式等に係る譲渡所得等の金額の計算)

37の10—5 ……………

(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額)

37の10—6 ……………

(配当所得の収入金額等がある場合の負債の利子)

37の10—3 …………… (同法第37条の11第1項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等」という。) ……………

株式等を取 得するため に要した負× 債の利子の 総額	その利子の額を差し引く前の株式 等に係る譲渡所得等の金額
—————	
配当所 得の収+ 入金額	その利子の額を 差し引く前の株 式等に係る譲渡 所得等の金額
	上場株式等に係る譲渡所得等 について措置法第37条の11第 4項の規定により計算した譲 渡利益金額及びその利子の額 を差し引く前の総合課税の株 式等に係る事業所得等の金額

(注) 算式中の「上場株式等に係る譲渡所得等」とは、措置法第37条の11第1項の規定の適用を受ける所得をいい、「総合課税の株式等に係る事業所得等」とは、……………

(負債を借り換えた場合等の負債の利子)

37の10—4 ……………

(所有期間が3年を超えるかどうかの判定)

37の10—5 ……………

(公開株式等に係る譲渡所得等の金額の計算)

37の10—6 ……………

(譲渡所得等に係る収入金額とみなす金額)

37の10—7 ……………

改 正 後	改 正 前
<p>第37条の12《恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例》関係</p> <p>(1株当たりの取得価額等の計算等)</p> <p>37の12-1<u>37の10-6</u>.....</p> <p>第37条の16《割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例》関係</p> <p>(国外発行の割引公社債等の譲渡による所得の所得区分)</p> <p>37の16-2 措置法第37条の16第1項各号.....</p> <p>(注)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(経過的取扱い.....改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成11年法律第9号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第120号、第215号)、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成11年大蔵省令第35号、第67号)による。以下同じ。)</u>による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、<u>この法令解釈通達の改正前の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の取扱いの例による。</u></p>	<p>第37条の12《恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例》関係</p> <p>(1株当たりの取得価額等の計算等)</p> <p>37の12-1<u>37の10-7</u>.....</p> <p>第37条の16《割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例》関係</p> <p>(国外発行の割引公社債等の譲渡による所得の所得区分)</p> <p>37の16-2 措置法第37条の16第1項第1号及び第2号.....</p> <p>(注)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>